

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 5 号

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

(茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 1 条」を「第 4 2 条」に、「（第 4 2 条～第 4 4 条）」を「（第 4 3 条～第 4 5 条）」に、「（第 4 5 条・第 4 6 条）」を「（第 4 6 条・第 4 7 条）」に改める。

第 2 1 条中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 5 条」に改める。

第 2 4 条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第 2 9 条第 1 項第 1 6 号中「第 3 0 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改める。

第 3 1 条第 5 項中「第 3 6 条ただし書」を「第 3 7 条ただし書」に改める。

第 3 3 条第 2 項中「第 4 2 条第 1 項」を「第 3 7 条の規定による子育て部分休暇の承認又は第 4 3 条第 1 項」に改め、「から当該」の次に「子育て部分休暇又は」を加える。

第 4 6 条を第 4 7 条とし、第 4 5 条を第 4 6 条とする。

第 7 章中第 4 4 条を第 4 5 条とし、第 4 3 条を第 4 4 条とし、第 4 2 条を第 4 3 条とする。

第 6 章中第 4 1 条を第 4 2 条とする。

第 4 0 条第 1 項中「第 3 8 条第 1 項」を「第 3 9 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加え、同条を第 4 1 条とする。

第 3 9 条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第 1 項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改め、同条を第 4 0 条とする。

第 3 8 条を第 3 9 条とする。

第 3 7 条中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 5 条第 1 項」に改め、同条を第 3 8 条とする。

第 3 6 条中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は第 3 3 条第 1 項」を「、第 3 3 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項」に改め、同条を第 3 7 条とする。

第35条中「第38条第1項」を「第39条第1項」に改め、同条を第36条とし、第34条を第35条とし、第33条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第34条 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。）が小学校就学の始期から7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（第37条の規定による介護時間の承認又は第43条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該介護時間又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

(茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第6号中「第43条第1項」を「第44条第1項」に、「第44条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第21条第2項第9号及び第10号中「第36条」を「第37条」に改め、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「第43条第1項」を「第44条第1項」に、「第44条第1項」を「第45条第1項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 勤務時間規程第36条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第45条」を「第46条」に改める。